

令和5年度 第18回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

| | |
|------|--|
| 日 時 | 令和6年2月29日(木) 13時30分～15時35分 |
| 開催場所 | 横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室 |
| 出席委員 | 奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、稲垣委員、片谷委員、田中修三委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員 |
| 欠席委員 | 石川委員、上野委員、酒井委員、田中稲子委員、田中伸治委員、中西委員 |
| 開催形態 | 一部非公開(傍聴者6人) |
| 議 題 | 1 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について |
| 決定事項 | ・令和5年度第17回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。 ・不開示情報に関する審議については非公開とすることを決定する。 |

議事

1 令和5年度第17回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

2 議題

(1) 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について

ア 事務局資料「2027年国際園芸博覧会 準備書の調査審議に係る意見の聴取について」について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。ありましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。

挙手されている方はいらっしゃらないようですので、それでは申出書を提出された1名の方を陳述人として選定し、陳述時間はこれまでと同様に10分以内ということにいたしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。特に御異議がなければ、次回3月15日の審査会において意見陳述をしていただくということといたします。事務局は陳述人の方に選定された旨を通知していただくようお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 はい、宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 今回の資料(事務局資料「2027年国際園芸博覧会 準備書の調査審議に係る意見の聴取について」)なのですが、陳述人の用意した写真が委員限りとなっているのですが、これは理由がどういうことか教えていただけますか。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事務局】 事務局でございます。こちらの審査会の方に提出されて配布された資料は、当課のホームページの方に公表することになってございます。

(意見陳述申出書の)写真につきましては、著作権の問題等に留意するということを考えておまして、そのため公開資料という取り扱いではなく、委員の皆様のみへの配布とさせていただいております。

【宮澤委員】 著作権の関係でというのは、本人に確認すれば本人が撮影したか否かがはっきりするわけですから、そんなに難しい問題とは思えないのですが、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、どうでしょうか。

- 【事務局】 申し訳ございません。写真につきましては、本人の方にそこまでの確認は事務局からはしてございませんので、そのような扱いとさせていただいております。
- 【宮澤委員】 ですから、理由は立たないような気がします。簡単に言えば、そこを本人に確認すれば済むことですから。本人としては、やっぱりこの写真の持つインパクトといいますか、そうしたものを考えていらっしゃると思うので、なるべく写真も公開するという方向での取り扱いを再考されたいかがでしょうか。私の意見でございます。
- 【奥会長】 ありがとうございます。意見陳述をされる際にも資料は御準備いただくことになるかと思えますけれども、その際に写真がついていた場合の扱いはどうなりますか。
- 【事務局】 意見陳述の際に陳述人の方が使われた資料というのは、(意見陳述の)当日、例えばスライド等を使って御説明された場合というのも、原則非公開の扱いとしてございます。
- 【奥会長】 公開してきたのは今回のこの資料の範囲のみということですね、過去においても。
- 【事務局】 はい、今回は意見陳述の申し出を受けるかどうかといったところでして、委員の皆様が判断できる内容としてこの資料を用意させていただいております。
- 例えば、かなり大量に送られてきた場合にも、基本的には事務局の方で精査させていただいております、一部を委員の皆様に見ていただく形をとってございます。
- 【奥会長】 分かりました。ですので、今の説明にあるように、意見陳述の申し出を受けるかどうか、陳述人の選定をするに際して、委員の判断に必要な情報を事務局で作成し、そして今このように示していただいている、そういう趣旨の資料だということですか。
- 写真についても公表するというを前提にしているわけではなく、委員のみに提供し、陳述人の選定をするかどうかを判断していただく、そういう趣旨のものだということですか。それでよろしいですか。
- 【事務局】 そういうことで、間違いありません。
- 【奥会長】 ということですか、宮澤委員。そもそも公開を前提として出しているものではありません。
- 【宮澤委員】 御説明ありがとうございます。そうすると、選定を今回して、次回の審査会で意見陳述していただきますよね。その意見陳述の内容は公開されますよね。事務局いかがですか。
- 【奥会長】 陳述された意見の内容ですね。どうですか。
- 【事務局】 意見陳述当日の資料の扱いでございますが、基本的に陳述をされた内容は会議録で公開されることとなります。一方、陳述人が持ってこられた資料を全部公開するという規定とはなっておりません。というのも、先ほど申し上げましたとおり、陳述人が使用される資料がどこまで著作権に配慮されているかが、事務局としてはなかなか確認できないということもございまして、そのような扱いとさせていただいております。
- 【宮澤委員】 はい、ありがとうございます。この写真の内容が陳述の概要でも一番大事なところで、(事務局資料の表1)「3」のところで、陳述の大事な

内容を成していると思われます。ですので、枚数もそれほどあるようにも見えませんし、限定するということが可能でしょうから、できるだけ画像も著作権の関係がクリアできるならば載せたらいかがかなと思います。これは私の意見でございます。取扱いを特に希望いたします。以上でございます。

【奥会長】 宮澤委員の御意見は、今伺いいたしました。これは意見陳述人の選定に際して必要な情報として、事務局が委員に提供するために整理されているものであるということ。それを踏まえて陳述人の選定がなされた後に、その陳述をされる際に使われる資料についても、その趣旨は、委員の審議に資するために情報提供であるということ。

いずれにしてもそれを委員が受け止めて審議の充実を図る。事業者を確認すべき点であったり、措置として講ずるべきことがあればそれを事業者に伝える。それは委員の役割ですので、それに資する情報提供していただくという位置づけになるわけですから、そういう意味で陳述人が用意された資料をそのまま公表するということは、そもそも制度の中で想定していないということだろうと思います。

【宮澤委員】 陳述人の意見は公表されないということですか。そこがはっきりしないです。

【事務局】 意見陳述の時の陳述人の資料に関しては、公表されません。

【宮澤委員】 そうすると、例えばこの概要自体も何ら市民は確認できないということになるのですか。それが分かりません。

【事務局】 事務局でございます。今画面に共有させていただいております陳述しようとする意見の概要は公開される資料となります。事務局としても写真は著作権を考えて公表いたしません、どういったものが写真に写っているかも重要な情報と考えまして、(事務局資料の表1) 下のところに「写真の添付あり」といたしまして、写真の内容をそこに載せております。例えば、意見陳述の際に写真を使う場合にも、こういったキャプションをつけさせていただいて、市民の方にどういった写真かができるだけ理解できるような形で工夫させていただいております。

【宮澤委員】 その方向でできるだけよろしくお願います。了解しました。

【奥会長】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。よろしいですか。ただいまの資料の扱いにつきましても、事務局の説明どおりということでもよろしいでしょうか。他に御質問などございますか。大丈夫でしょうか。

それでは御質問がないようであれば、先ほどの確認になりますが、次回3月15日の審査会におきまして、意見陳述をしていただくということにさせていただきます。では、その旨を陳述人の方に通知をしていただくということで、事務局をお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

ウ 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

エ 補足資料について事業者が説明した。

オ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただき

ました内容について、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

藤井委員、お願いいたします。

【藤井委員】 ホトケドジョウについて、いろいろ調べていただいてありがとうございます。かなり具体的になったので、こちらとしては有り難いと思います。1点確認させていただきたいのですが、影響は「低減できると予測します」という内容だったのですが、低減というのはホトケドジョウの生息が維持される程度の低減という理解でよろしいでしょうか。

【奥会長】 事業者の方、お答えをお願いいたします。

【事業者】 御質問ありがとうございます。低減という言葉を使わせていただいておりますが、当然これはですね、維持できるというようなレベルであると我々は考えているところでございます。

【奥会長】 藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 ありがとうございます。それであれば、こちらの方は了解いたしました。資料を作ってくださいありがとうございます。

【奥会長】 大丈夫でしょうか。では、他の点はいかがでしょうか。横田委員、お願いいたします。

【横田委員】 ホトケドジョウに関して、続けて質問させていただきたいと思えます。(補足資料の)表 31-2 の湧水や河川流量の減少のところで、「流量への影響は低減される」の低減という言葉ですけれども、土地区画整理事業で造られる小水路というのは調整池の下流側に位置しています。相沢川源流域ですね。調整池からの越流などの水位の影響というのがかなりこの生息環境に影響しそうだと思えます。そもそもの水源とその調整池からの水量との関係というのが、どのように「流量への影響は低減される」ということに繋がってくるのかを教えてくださいたいと思えます。

【奥会長】 お願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。この保全対象種の生息・生育環境に関しては、横浜市の土地区画整理事業で造ったものでございます。それを私どもが博覧会を開催する際には、保全活用させていただくということでございます。基本的には横浜市の整備の中で、そういったホトケドジョウの生息環境が保たれた状態が造られている中で、それを博覧会によって阻害したり、何か壊してしまったりということがないように、横浜市と協力しながら我々は博覧会を開催したいと考えているところでございます。しかしながら博覧会を開催しますので、そういった中では影響が全くないということにもならないということですが、我々はしっかり気をつけて調整しますので、そういう意味で低減という言葉を使わせていただいていると御理解いただければと思います。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【横田委員】 横浜市との関係を特に伺いたいと思っております。流出環境としては、土地区画整理事業後の裸地の状態よりも路面ですとか建築物の増加によって表流水の増大が見込まれるわけで、調整池へ流入した水がおそらくその小水路に対して影響を及ぼすのではないかと思います。それから夏場を考えますと、ある程度の湧水の涵養がない限り、小水路に流れる水量なり水質なりは悪化するというような状況も想定されます。そういった観点で、流出環境が変わるので、土地区画整理事業で造られた小

水路環境の質が低下するというふうに前提としては考えられるのですけれども、それがどのように低減しないという措置に繋がるのか、そこがよく分からなかったので、調整池の関係について特に教えていただきたいと思います。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 御質問ありがとうございます。こちらの方から少し確認させていただきたいのですが、今おっしゃっているのは相沢川流域ということでしょうか。

【横田委員】 失礼しました。和泉川源流域です。(準備書6.2-120ページの)図6.2-18にあります調整池4の下の小水路の話です。

【事業者】 和泉川の調整池に関してもですね、横浜市の実業の中で整備します。公園整備事業も関わって、ここに生息環境が造られていくということです。流域も土地区画整理事業で造成が行われ、公園整備事業の中でも基盤整備が行われる中で、そういう意味では改変はされていくわけなのですが、私どもの博覧会の事業の前までにはホトケドジョウが生息できる環境がきちんと出来上がった状態で引き継ぐという形になります。我々としては、繰り返しの答えになってしまいますけれども、そういった環境を悪化させないように、例えば博覧会で造る仮設の園路であったり、庭園などについてもできるだけ透水性を確保したりですとか、農薬のようなものの使用を制限するとか、人の立ち入りを制限するとか、そういった形でその環境を保全していきたいと考えております。

【横田委員】 小水路環境は、事前に保全措置としてできている環境ですよ。これは手を付けないからといって、安定して小水路環境が維持できるかというと、やはり湧水起源でありますし、例えば堆積の影響なども生じるかもしれません。そう考えますと、安定的に水路環境が保全措置として機能するために、博覧会の間に何らかの措置があったり、あるいはもう少し安定的に生息できるような追加的な措置があってもよろしいのではないかと思います。今のお話は、物理的な改変のみのお話です。湧水依存種ですので、湧水環境をどのように維持するのかということが1つと、やはり底質が重要な種ですので底質の維持をどう実現するのかという措置が1つで、2つ重要な点があるかと思います。これに関して放置するだけではおそらく劣化していくのではないかとというのが、私の印象です。期間中の追加的な保全措置が必要ですし、そうでないと低減されるとは言えないのかなと思っている次第です。いかがでしょうか。

【奥会長】 お願いいたします。

【事業者】 はい。まさに維持管理というのは非常に大事なことだと考えます。閉塞してしまったりですとか、それから維持管理をしないで堆積して埋まってしまったりですとか、そういうことがないようにしっかりと維持管理をしていくということが大事だと考えます。ただ、このホトケドジョウの生息環境等の維持管理については、横浜市の公園に将来なるわけですから、博覧会だけで独自にというのはなかなか難しいところがありますので、ここで横浜市の土地区画整理事業の方も事後調査をやりまし、公園整備事業の方も維持管理に向けていろいろ今後も調整していくということもありますので、横浜市と連携しながら博覧会期間中もこの小水路環境を維持できるように、底質のところも維持できるような保全

策を横浜市と一緒に考えて実施していきたいと考えているところでございます。

【奥会長】 横田委員、いかがですか。

【横田委員】 保全策を具体的にさせていただくのが今回の目的だったように思うのですね。影響要因を特定しない限り、何が重要な追加的措置かがはっきりとしないのではないかとということではなかったかと思えます。ですので、横浜市と協議してという中身が何かをきちんとここに書いていただかないと分からないと思えました。具体的なその水源の情報がない中で、ホトケドジョウの話をするのは非常に限界性がある、どれだけの湧水がここに持続的に維持できるのかを論じない限り、ホトケドジョウというものの生息要因をここで議論するのは非常に難しい話ではないかと思っています。そういった根拠がないと、このような「流量への影響は低減される」ということには繋がらないと私は思います。

【奥会長】 今の御指摘は、具体的な流量とそれも踏まえた保全措置を講じていくことによって影響を低減することができるのか、その具体策ですね。その部分は、事業者の方はもう少し検討していただいて、次回以降に御回答いただくことはできますか。

【事業者】 分かりました。事業者として、維持管理の観点でどういったことが一番適正なのかといったところをですね、将来ここを管理する横浜市の意向もしっかり踏まえなければいけないので、どこまで書けるかというのは調整があると思えますけれども、維持管理の観点については次回以降にお示ししたいと考えています。

【奥会長】 横田委員、それでよろしいでしょうか。

【横田委員】 はい、お願いいたします。参考とされている知見に関しても、ホトケドジョウに関してはかなり研究があるはずですし、実際に保全措置がかなりされている種だと思うので、そういったものの生息条件に関する知見ですとか、保全措置の検証事例を挙げていただきながら、今回博覧会の間に存続し続けられるというような根拠にさせていただきたいと思えます。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。では今の御意見も参考に、文献ももう少し当たっていただいて、具体的な措置も含めて検討された結果をまたここで御説明いただければと思います。お願いいたします。

他の点につきまして、今の点でも結構ですがいかがでしょうか。藤倉委員、お願いいたします。

【藤倉委員】 はい。補足資料 32 の廃棄物について、いろいろありがとうございました。何点か確認をします。

まず石膏ボードについては、補足資料 12 ページの表 32-1 で、「できるだけ使用しないよう努めます」ということも明確にさせていただいています。また、協会と出展者への要請を分けて記載するのは大変良いと思えます。確認ですけど、建築物の内部部材をどうするかは協会の方に意思決定権があって、出展者は中を使うということでしょうか。石膏ボードの件が協会の方にしか出てこなかったのも、それを教えていただければと思います。

それから次に、表 32-2 です。13 ページで開催中の廃棄物についても大分書き足していただきました。中ほどの「本協会」のところですが、植

物残さについては、堆肥化等のリサイクルを行っている業者を選定して「リサイクルした堆肥等を博覧会として活用するなど、資源のリサイクルを確保していきます」と明示していただいたのは大変良いと思います。できましたらその少し下の「本協会」の最後の項目で、「一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量・再資源化量・処分量について、(本博覧会協会の)ホームページ等で公表します」とありますので、リサイクルした堆肥がどのくらい活用されたか、循環の輪がきちんと繋がったかどうかについても是非公表をしていただきたいと思います。普通、発生量・再資源化量・処分量というと、きちんと処分されてリサイクルされましたで終わってしまうので、リサイクルした堆肥を何トン、あるいは何キロくらいをもう一度この博覧会で使いましたというところまで、情報を是非開示していただくとよいと思いました。

さらにあと2点です。前回指摘をしたとおり、割り箸とか紙コップがまだ推計としてはそのまま出てくることになっています。他の博覧会の夏の飲料用といった話もありましたけれど、出てくる前提のままなのです。ですから、「来場者・出展者等への要請等」のところの2つ目の項目に元々書いてあった「リユース食器類の使用を推進するなど、プラスチック由来の廃棄物削減に取り組めます」ですが、「紙等の再生可能資源に代替できるものは、対応するよう要請」とあり、プラスチックを紙にするのは良いのですが、そもそもリユース食器を使って出さないようにするところがあまり書き足されていないように思いましたので、この点の見解をお伺いしたいです。

それから最後に、例の注釈のところは、数字を変えていただいて最後の15ページの表32-4で修正していただいたわけです。基にしているのが横浜市の事業系ごみのプラスチック類の混入率で、プラスチック類を抜いたものを可燃ごみとし、混ざるプラスチック類は産廃としてプラスチック類に計上をしたということは、会場から各出展者が可燃ごみですと言って出されたものを、その後さらに徹底して分別をし、混入しているプラスチック類を全部取り除き、それはきちんと産廃として処理をするというお考えなのだろうというふうにこの計算式からは思われます。ということは、当たり前ではあるのですが、一般来場者が間違えて一緒に捨ててしまったようなものも徹底してプラスチック類は分けて、きちんと産業廃棄物として処理するということです。その点が「来場者・出展者等への要請等」の中であまり明示されていないように思いましたので、どういうふうに徹底されるのかを教えてくださいたいと思います。

以上、大きく4点です。よろしくお願ひします。

【奥会長】 順番にお答えをお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。御質問にお答えさせていただきます。

まず石膏ボードに関してなのですが、基本的には博覧会の建物についてはレンタル・リースということになっていますし、博覧会協会監修のもとに、建物は造られていくのが基本です。ただし出展者の方で独自で造る建物もありますので、そこまではここには明記してないというのが事実としてあります。

それから2番目です。堆肥化したものを博覧会で活用と書かせていただきまして、できるだけそういう形をしっかりとっていくということ

で、それを公表していくということも可能かとは思いますが、出たものを堆肥化するのになかなか時間がかかるというのは御存じのところかと思えます。博覧会の期間は半年間ですので、堆肥化する期間などを考えると、全量を使っていくというのは非常に難しいところがあります。しかしながら、そういったスパンの中でも、使えるものについては使っていきたいということをここでお示ししていると御理解いただければと思います。

それから、割り箸や紙コップは出さないようにということなのですが、「全般」のところ「素材が何であるかに関わらず、使い捨てのものはできるだけ減らすことを検討する」としっかりここで1番目に謳っています。そういったところで意思表示はしているということなのですが、紙コップを出さないようにというところに具体的に書いてはいないのは事実でございます。

可燃ごみの分別を来場者に要請というところですが、「来場者・出展者等への要請等」の1つ目の項目に「食品ロスの削減やごみ分別の徹底」と、短いですけど書かせていただいているところでございます。

以上でございます。

【奥会長】

藤倉委員、いかがですか。

【藤倉委員】

ありがとうございました。石膏ボードは、出展者等が建物を建てる場合は協会と同様に配慮するようなことが一言あると、より明確かと思えました。

それから植物残さは40日から60日くらいかかるとは思います。堆肥化にですね、方法によるのですけれど。是非可能な限り公表していただければと思います。よろしく願いいたします。

割り箸と紙コップも最初の「素材が何であるかに関わらず」のところ読むということで、これも是非努力をお願いしたいと思いますし、それこそ一般廃棄物、産業廃棄物の発生量・再資源化等のところで、細かい品目別にどういうものが出たかを、是非、愛・地球博（2005年日本国際博覧会）以上に、細かく区分しながら統計もとっていただいて、今後の博覧会というもののごみ排出にも活かしていただければと思います。

そのことで私が聞きたかったのは、一般来場者はどうしても混ぜてしまうので、出展者さらには協会が責任を持って、最後に横浜市のごみ処理施設に事業系一般廃棄物として出すときには、プラスチック類が全く入らないように頑張るといいますよということを確認したかったのです。それもこの「ごみ分別の徹底」で読むということであれば承知しました。

【奥会長】

最後の点はいかがですか。

【事業者】

我々としても、まずはごみを出さないよう、しっかりと取り組んでいくことが一番大事だと思っています。分別をしっかりとやると。この場でもう絶対にプラスチック類は入りませんという約束はなかなか難しいのですが、来場者や出展者等にもしっかりと投げかけて、プラスチック類の混入がないように、博覧会としてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【藤倉委員】

分かりました。

【奥会長】

よろしいでしょうか。では、他の点につきまして、若しくは今まで議

論があったことに関連していかがでしょうか。横田委員、お願いします。

【横田委員】 景観と自転車の件、ありがとうございます。

景観の方ですけれども、聞かせていただいた趣旨は、質問させていただいた方向性と合致した形での修正となっていると思っております。具体的に書いてある事項の中で少し気になりますのは、固有性の中に、例えば庭園等という言葉が入ってきているのですけれども、この庭園等に関しては、今現在の情報では、固有的な景観に即した庭園ができるのか、まったく新しいガーデンができるのかといったところが、判断がなかなかできないように感じています。こういったところで少し違和感があるのですけれども、この庭園等の扱いについてお考えがあれば教えていただきたいというのが1つです。

それから、大規模草地域などの元々の農的な環境の変化で、○（整備前）が◎（開催中）になったりしています。これは土地被覆が恐らく景観的に整備されるというような印象での○から◎なのかなと考えていますけれども、土地区画整理後の景観、フォトモンタージュ（準備書6.11-60 ページ）では土壌のままのイメージで描かれています。それがずっと持続された状態であるという前提なのか、もしくはもう少しマルチングがされていたり、例えば工事前の仮整備のようなものがあったり、そういったものを前提とされているのか、そのあたりを教えていただきたいと思いました。

【奥会長】 では、お答えをお願いいたします。

【事業者】 御質問ありがとうございます。庭園が含まれるという御質問は、（補足資料2ページの）固有性の中の2番目の評価の中の「人と自然環境が調和した景観」の例の中の庭園についてということでしょうか。

【横田委員】 庭園という言葉は、ほぼ今回の（補足資料29の）赤字周辺に必ず入っていて、植栽や庭園等となっています。この庭園等が固有な景観に配慮した庭園なのかどうかは、今回の状態ではなかなか判断がつかないのではないかという質問です。

【事業者】 ありがとうございます。分かりました。

庭園の評価ですが、◎にあるように上瀬谷固有の景観というのがあると思います。場特性と言いましょか、そういったものがそのまま残されていたり、それを意図して継承したようなものについては、高い評価を付けようと考えています。一方で、人と自然とが調和するというのは、いろんな調和があると思います。植栽があったり、あるいは畑ですとか農地のような所での触れ合いもありますし、庭園、花を見て楽しむですとか、芝生の広場といった庭園も人と自然とがある意味調和した景観であると我々は考えています。上瀬谷独特の場特性を生かしたものであれば高く、一般的な庭園や植栽という、いわゆる通常 of 自然というものに関しては、そういう評価にするというのがベースになります。

そういった中で、博覧会の整備の中では、場所や細かいところまではまだ詰め切れていませんが、そこにある植生などを生かした草地の広場もあれば、園芸種を用いて見せるための庭園もあります。そういったものを総合的に判断して、評価として入れていると考えていただければと思います。

【横田委員】 分かりました。そういったきちんと仕分けをして、配慮されているということで理解いたしました。

あと、事前の状態に関してはどうでしょうか。

【事業者】 事前の状態についてですが、私どももこれから工事に入るところですし、区画整理や公園の整備もこれからというところでございます。その情報の中で、フォトモンタージュはこういった状況であろうといった、持てる情報の中でのモンタージュということですが、実際には、マルチングはお金がかかるのでどこまでやるかというのはあるのですが、周辺への土の飛散防止みたいなものをどうやっていくかも、費用対効果もありますので、横浜市とよく相談しながら行っていくこととさせていただきます。今回この場でこういった措置をするかまでは明言できないのですが、散水をするとか、周辺の方と話し合いをしながら考えていくとか、そういったことは私どもの工事の中でも必要なことだと考えているところとさせていただきます。

【横田委員】 はい、承知しました。このような変化になるように、地域景観に対して配慮していくというような保全措置の考え方に是非していただきたいと思えます。聞かせていただきましてありがとうございます。

それから、自転車の件です。私が自転車について伺ったのは、人と自然との触れ合いの中で、非常に広い地域ですので、自転車で例えば市民の森の周辺にサイクリングするとか、そういった活動に対する影響の視点で自転車について取り上げていたのですけれども、運用上は入れないというのは致し方ないと思えます。

一つ思いましたのは、フェンスがどこも道路際まで来ていて、景観の中でも一部でフェンスの影響というものに関して言及されていらっしゃると思えます。道路際の敷地内の使い方なのですけれども、場合によっては植栽を外側に少し設けた形で、フェンスを少し内側に入れるということで、例えば歩行者や自転車に対して緩衝地帯となるようなスペースを設けることも可能性としてはあると思えます。例えば見ていただきますと、(準備書 6.12-6 ページの) 瀬谷市民の森のアクセス道路である「なかみち」がいい例だなと思ったのですけれども、写真を見ると道路の歩道の内側にも歩行者が入れるようになっていきます。そのような空間に道路際までフェンスが並んでしまわざるを得ないということなのではないでしょうか。そのあたりの街路環境についてお伺いしたいと思えました。

【事業者】 御質問ありがとうございます。

フォトモンタージュのフェンスですけれども、こここのところについては、これから詳細設計する中で決まっていく部分もあります。例えば、やれるかどうかは場所ですとか整備費用なども鑑みながらですが、外側に少し植栽を出してセットバックするとより圧迫感が軽減されたり、自然の風景としてもいいのではないかと趣旨でアドバイスをいただいているので、今いただいた御意見も踏まえて、実施設計の中でどのようなことができるかをしっかり考えていきたいと思えます。

【横田委員】 ありがとうございます。そのようにお願いしたいと思います。周辺の方にとっても、博覧会の中だけで触れ合われているとまらないようにお願いしたいと思えます。私からは以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他に御意見等ございますでしょうか。片谷委員、お願いいたします。

- 【片谷委員】 先ほどの藤倉委員の御質問の話に少し戻ってしまうのですが、事業者さんはこの件に関してかなり色々なことを一生懸命にやってくださっていることはよく理解しています。先ほど、来場者や出展者への要請を説明していただきました。要請はもちろん必要なのですが、結局博覧会協会として、例えばごみの分別の問題とか、食品ロス削減とか、その問題をとにかくとことんやりたいのだという姿勢を見せることが私は重要だと思っています。御協力くださいのレベルではなくて、是非とも一緒にやりましょう的な言い方で呼びかけるくらいの姿勢を見せていただくと、100%は無理としてもプラごみの混入みたいな話は、かなりは抑えられるだろうと私は思っております。是非そういう姿勢を表に出しつつ、関係の方々に呼びかけていただきたいというのを要望として申し上げておきたいと思えます。以上です。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。
- 事業者の方、何かお答えはございますか。
- 【事業者】 ありがとうございます。まだ環境影響評価、まだ着工前の段階で、(開催は)3年後ということなのですが、今の片谷委員のおっしゃったことは本当に大事なことでと思っています。私どもも GREEN×EXPO にふさわしい、しっかりとした取組みができるように、今いただいたお言葉をちゃんと胸に、協会に持ち帰ってですね、そういった姿勢でこのごみの問題、もちろん自然との関係、生物多様性の問題ももちろんそうですけども、そういった姿勢で我々は臨んでいきたいというふうに思えます。ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。では宮澤委員、お願いいたします。
- 【宮澤委員】 少しまた戻ってしまうのですが、先ほどの横田委員の(ホトケドジョウの)御意見のところですか。横田委員の御質問は公園整備とか、あるいは区画整理のところで行われても然るべきだったのかもしれないので、今回のように、累積する事業が各別に審査されるということになりますと、なかなか総合的な質問ができないです。そういうところで、今回小水路に湧出する水量の影響について質問が出たわけです。今回の博覧会協会の当事者性とすれば、多少僕たちとは外れていると思うかもしれませんが、この質問というのは非常に総体としては大変重要な質問なので、公園整備あるいは土地区画整理の事業者と綿密に協議して、全面的にこれに答えるという姿勢で臨んでもらいたい。それを付言しておきます。以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。御要望ということですね。そこは、事業者の方も先ほど御回答いただいた通り、横浜市とも連携してしっかりと情報については確認、検討していただいて、それはまた別の機会に(補足資料を)出していただくということでお願いいたします。
- 【宮澤委員】 区画整理と公園整備の事業者も、もう審査が終わったのだという姿勢ではなくして、改めて当事者意識を持って対応してほしいと、そこを付け加えさせてください。
- 【事業者】 今いただいたお言葉も横浜市としっかり共有して、どういう対策をとって、次回以降に提出する資料についてもどうお答えするかをしっかりと横浜市も交えて考えていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【奥会長】 はい、お願いいたします。
他はいかがでしょう。大丈夫ですか。挙手されている方はいらっしやらないようですので、それでは他にないようでしたら事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。では事業者の皆様ありがとうございました。事業者の方は一度ご退出をお願いいたします。
(事業者退室)

カ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願いいたします。追加でございますか。
ないようであれば、本件に関して公開対象の調査審議はここまでといたします。この後、本案件については不開示情報を含む審議が継続して行われることになっておりますので、事務局に一度お返しいたします。

【事務局】 それではここから不開示情報が含まれる事項を審議いたしますので、非公開とさせていただきます。恐れ入りますが、傍聴の方はここで御退出をお願いします。
(傍聴者退出)

3 議題（非公開審議） ※不開示情報に該当しない内容のみ掲載しています。

- (1) 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について
- ア 不開示情報の取扱いについて事務局が説明した。
質疑、特になし
 - イ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書の非表示部分の内容について事業者が説明した。
 - ウ 質疑

【奥会長】 どうもありがとうございます。他、いかがでしょうか。
横田委員、お願いいたします。

【横田委員】 ありがとうございます。植物についてお伺いしたいと思います。今回、土地区画整理事業で造られる相沢川に沿った湿地のような環境に、確認されている絶滅危惧種のどういった種が代償的に移植されたりするかという情報は、あまり記載がないように思います。そういったことを踏まえた保全措置にしていきたいと思ったのですけれど、そこら辺はどれくらい具体化できるものなのでしょうか。あるいは、なぜ具体化できないのでしょうか。

【奥会長】 はい、お答えをお願いします。

【事業者】 ありがとうございます。移植される植物の株数であったりとか種類であったりとかの詳細までは記載してないのですが、土地区画整理事業の方でもその辺を今まさに詰めているところだと我々は認識しております。少し確認して、評価書の方にそういった表現も少し記載できればと考えております。

【奥会長】 はい、横田委員どうぞ。

【横田委員】 環境保全措置のところに、通常、やはり移植がどうしても避けられないので、移植の対象種と移植先の情報などが記載されていることが通常だと思えます。それが土地区画整理事業の中で、もし行われているという前提であれば、どこまで行われている前提に立った環境保全措置なの

かが分かるように対応していただきたいと思いました。

【事業者】 まず、どこまでそういった詳細に進んでいるかを横浜市に確認させていただきます。その上で、今のこの状態の中で何が書けるかというのを整理した上で、御報告をさせていただければと思います。それがもし書けるのであれば環境保全措置まで続くのですが、土地区画整理事業の方でもまだ検討中ということであれば、そういったことであるということも御報告させていただければと思います。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。多分、最後の機会ですよね、絶滅危惧種が移植されるのかどうかとか、存続できるのかどうかというのを判断する機会として。事業実施前では最終的な段階に近いと思いましたので、できるだけ保全されている状態なのか否かというのは、分かるようにしていただきたいなと思いました。

(不開示情報を含む質疑)

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。御質問などございますか。大丈夫でしょうか。

特にこの不開示情報となる部分に関連して、御質問等がないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきますが、よろしいですか。何か事業者の方ありますか。

【事業者】 ありがとうございます。次回、きちんと整理しますけれども、今、土地区画整理事業の環境影響評価書の方を見ますと、しっかり保全対象種の移植についても行うということが明記されていますので、そういったことを少し整理させていただいて、また御報告させていただきたいと思います。

【奥会長】 分かりました。それではまた次回以降、その点をよろしく願いいたします。

では、委員の方から特に追加で御質問などないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

エ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。不開示情報とする部分に関連しての御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょう。

はい、横田委員どうぞ。

【横田委員】 土地区画整理事業の事後調査の中で、こういった不開示情報はどう扱われていくのですか。ここ（審査会）で何か土地区画整理事業の環境保全措置の事後調査での検討内容というのが、こういった種などについて見ることができるのでしょうか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事務局】 申し訳ございません。今すぐにはお答えできませんので、次回までに整理させていただければと思います。

【奥会長】 はい、分かりました。審査会に対しては、要求があったときにはもちろん確認させていただかないと、その後のフォローアップもできなくなってしまいますので、問題があるかなと思います。いずれにしても、きちんと確認をして、次回以降に御報告ください。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【奥会長】 横田委員、今の点はペンディングにさせていただきます。

【横田委員】 ありがとうございます。お願いします。

【奥会長】 では他に、不開示情報に関する本日議論のありました部分について、何かございますか。よろしいようでしたら、本件に関する調査審議はこれで終了とさせていただきます。

こちらの案件につきましては、次回も審議を継続いたしますので、また今後も引き続き審議の方をよろしくお願いいたします。では、本日の審議内容につきましては、後日、会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

資 料

- ・ 2027年国際園芸博覧会 準備書の調査審議に係る意見の聴取について 事務局資料
- ・ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料